試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第68条の９第１項	10640	法規別表六の二（五）「22」の欄の金額
	第68条の９第４項	10641	法規別表六の二（六）「21」の欄の金額
	第68条の９第７項	10622	法規別表六の二（九）「14」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却の項及び高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却の項中「

10030	特別償却限度額の欄の金額

」を「

10030

法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄（以下この表において「特別償却限度額の欄」という。）の金額

」に改め、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「工業用機械等」を「特定民間観光関連施設」に改め、同表沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「沖縄」を「沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（沖縄」に「特別控除」を「特別控除）」に改め、同表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項及び特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の項を次のように改める。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の６第１項	10642	法規別表六の二（二十一）「19」の欄の金額
	第68条の15の６第２項	10643	法規別表六の二（二十二）「19」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（二十七）「17」」を「別表六の二（二十四）「22」」に改め、同表事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（二十九）「41」」を「別表六の二（二十五）「41」」に、「別表六の二（二十九）「45」」を「別表六の二（二十五）「45」」に、「別表六の二（二十九）「49」」を「別表六の二（二十五）「49」」に改め、同表再生可能エネルギー発電設備等の特別償却の項を削り、同表特定船舶の特別償却の項中「又は令和３年旧措置法第68条の16第１項の表の第２号の中欄のイ」「又は令和３年旧措置法第68条の16第１項の表の第２号の中欄のロ」及び「又は令和３年旧措置法第68条の16第１項の表の第２号の中欄のハ」を削り、同表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える。

環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	第68条の25第１項（償却費）	10658	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の25第１項）	10659	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の25第２項（償却費）	10660	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の25第２項）	10661	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特定地域における工業用機械等の特別償却の項を削り、同表沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却の項中「沖縄」を「沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（沖縄」に「の特別償却」を「の特別償却）」に改め、同表沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却の項中「離島地域」を「離島」に、「第68条の27第１項」を「第68条の27第２項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第12条の規定による改正前の令和２年改正前措置法（以下この表において「旧令和２年改正前措置法」という。）第68条の27第１項」に、「第45条第１項の表の第４号」を「旧令和２年改正前措置法第45条第１項の表の第４号」に改め、同表特定地域における産業振興機械等の割増償却の項を次のように改める。

特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第３項の表の第１号（償却費）	10653	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の27第３項の表の第１号）	10654	法規別表十六（九）「８」の欄の金額